

所沢都市計画地区計画の変更（所沢市決定）

都市計画小手指ハナミズキ地区地区計画を次のように変更する。

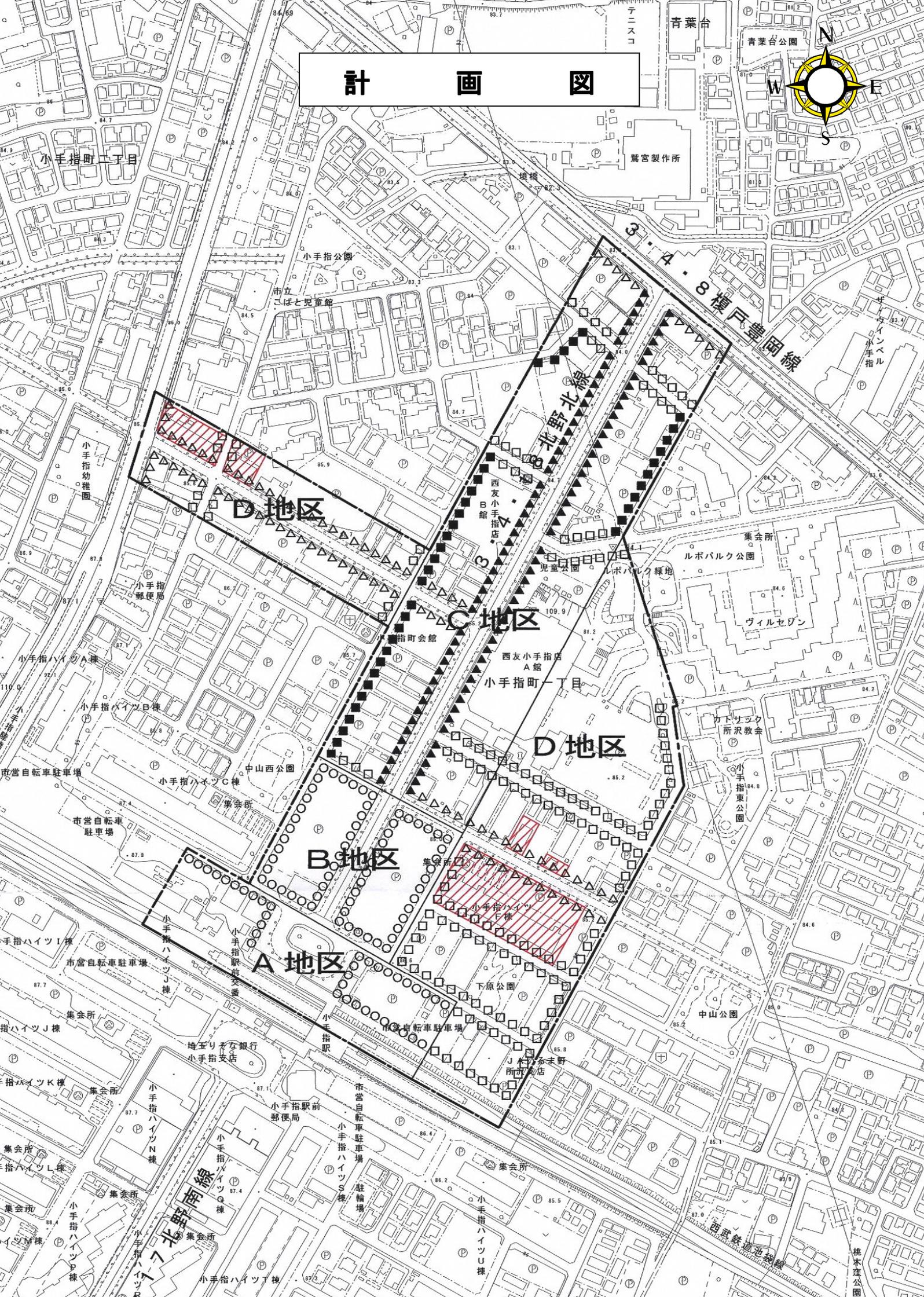
		当初告示年月日 平成 5年 8月24日	変更告示年月日 令和 元年 7月10日
名 称	小手指ハナミズキ地区地区計画		
位 置	所沢市小手指町一丁目の一部		
面 積	約12.9ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、土地区画整理事業により、既に基盤整備が完了している区域に位置している。また、西武鉄道池袋線や都市計画道路北野下富線、榎戸豊岡線に接し、地区内にも都市計画道路北野北線及び12m幹線街路が配置されていることから、市街化が進み、広域的な商業業務地としての役割が定着しつつある。そこで、健全な商業環境を育成していくとともに、後背地の住環境が損なわれることのないよう、地区計画の設定により適正かつ合理的な土地利用を促進し、魅力ある街並みを形成することを目的とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>広域的な商業業務地としての良好な商業業務施設の誘導、都市型住宅の整備を通して、商業と住宅が調和のとれた土地利用を進めていく。特に駅周辺部は本地区の商業業務地の中心として、周辺の住環境に配慮した土地の有効・高度利用の促進を図り、魅力ある商業業務施設の集積を誘導する。また、地区内の土地利用更新による駐車場不足に備え、今後の建築物の建築に際しては駐車場を確保するよう配慮し、併せて専用レーンの設置に努めるものとする。</p> <p>地区内の幹線街路沿道には植樹、植栽ゾーンが設置され、本地区の良好な環境を形成している。特に、ハナミズキは地域のシンボルとして欠かせないものとなっている。このため、これらの既存樹木の保全を図るとともに、さらに地域の緑化に努めるものとする。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されているので、今後は道路、公園、緑地等地区内の環境が損なわれないよう地区計画の目標に照らし維持・保全を図る。また、地区内の新たな開発においては、地区の商業環境及び住環境の魅力の向上を図るため、ゆとりある歩行者空間や、広場・公園、空地等オープンスペースの確保に努める。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>用途地域の混在による環境悪化を防止するため、建築物等の用途の制限を定める。また、本地区にふさわしい都市景観の創出、歩行者空間の確保を行なうとともに、敷地の狭小化による建築物の過密を防ぐため、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定める。さらに、周辺の住環境に配慮し、建築物等の高さの最高限度を定めるとともに、美観・防災上の観点から、垣又は柵の構造の制限を行い、魅力ある街並みの維持・保全に努める。</p>	

地区の区分	地区の名称	A 地区 (商業地域)	B 地区 (商業地域)	C 地区 (商業地域)	D 地区 (近隣商業地域)	
	地区の面積		約 1 . 4 ha	約 1 . 3 ha	約 4 . 8 ha	約 5 . 4 ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 床面積の合計が300㎡を超える倉庫（建築物に附属する倉庫で、倉庫部分の床面積の合計が当該建築物の3分の1を超えないものはこの限りでない。）</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に定める接待飲食等営業、同条第6項に定める店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に定める店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物</p> <p>(5) 計画図の凡例に掲げる記号(ろ)(に)が表示されている道路に面する敷地の建築物の1階部分及び計画図の凡例に掲げる記号(い)が表示されている道路に面する敷地の建築物の1、2階部分で、居住の用に供するもの。ただし、玄関、階段その他これらに類するものを除くとともに、計画図の凡例に掲げる記号(へ)が表示されている箇所は、既存の用途においても建て替えは可能とする。</p>				
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡	2,500㎡	165㎡		
	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は門若しくは扉は、計画図に掲げる凡例に表示されている壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、D地区のうち、計画図の凡例に掲げる記号(は)が表示されている箇所の門又は扉については、適用しないものとする。</p>				
	建築物等の高さの最高限度			30m		
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面する側の垣又は柵(門柱、門扉及び門扉を除く。)の構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。特に土地利用の方針に基づき(1)(2)とするよう努めるものとする。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 透視可能なフェンス等</p> <p>(3) コンクリートブロックの壁その他これに類するもので前面道路の路面の中心からの高さが1.5m以下のもの</p> <p>また、計画図の凡例に掲げる記号(い)(ろ)(は)(に)(ほ)に表示している垣又は柵の位置の制限を超えて、設置してはならない。ただし、D地区のうち、計画図の凡例に掲げる記号(は)に表示している垣又は柵の位置の制限は、適用しないものとする。</p>				

「区域、既存建築物の建て替え範囲、壁面の位置の制限及び垣又は柵の位置の制限は計画図・凡例表示のとおり。」

理由 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、建築物等の用途の制限において、表記の変更等を行うものです。

計 画 図



D地区

C地区

D地区

B地区

A地区

北野北線

8棟尺量園線

小手指町二丁目

小手指公園

市立こぼと児童館

鷺宮製作所

青葉台

青葉台公園

鷺宮製作所

境塚

小手指ハイム

小手指幼稚園

小手指郵便局

小手指ハイムA棟

小手指ハイムB棟

小手指ハイムC棟

西友小手指店

小手指町一丁目

集会所

ルポバルク公園

ヴィルセゾン

カトリック所沢教会

小手指東公園

市営自転車駐車場

市営自転車駐車場

中山西公園

小手指ハイムI棟

市営自転車駐車場

小手指ハイムJ棟

小手指駅前交番

集会所

小手指ハイムD棟

下原公園

市営自転車駐車場

中山公園

小手指ハイムK棟

集会所

埼玉りそな銀行小手指支店

小手指駅前郵便局

小手指ハイムE棟

市営自転車駐車場

小手指ハイムF棟

駐輪場

集会所

小手指ハイムG棟

小手指ハイムL棟

集会所

小手指ハイムM棟

集会所

小手指ハイムN棟

集会所

小手指ハイムO棟

集会所

小手指ハイムP棟

集会所

小手指ハイムQ棟

集会所

小手指ハイムR棟

集会所

小手指ハイムS棟

集会所

小手指ハイムT棟

集会所

小手指ハイムU棟

集会所

小手指ハイムV棟

集会所

小手指ハイムW棟

集会所

小手指ハイムX棟

集会所

小手指ハイムY棟

集会所

小手指ハイムZ棟

集会所

小手指ハイムAA棟

集会所

小手指ハイムAB棟

集会所

小手指ハイムAC棟

集会所

小手指ハイムAD棟

集会所

小手指ハイムAE棟

集会所

小手指ハイムAF棟

集会所

小手指ハイムAG棟

集会所

小手指ハイムAH棟

集会所

小手指ハイムAI棟

集会所

小手指ハイムAJ棟

集会所

小手指ハイムAK棟

集会所

小手指ハイムAL棟

集会所

小手指ハイムAM棟

集会所

小手指ハイムAN棟

集会所

小手指ハイムAO棟

集会所

小手指ハイムAP棟

集会所

小手指ハイムAQ棟

集会所

小手指ハイムAR棟

集会所

小手指ハイムAS棟

集会所

小手指ハイムAT棟

集会所

小手指ハイムAU棟

集会所

小手指ハイムAV棟

集会所

小手指ハイムAW棟

集会所

小手指ハイムAX棟

集会所

小手指ハイムAY棟

集会所

小手指ハイムAZ棟

集会所

小手指ハイムBA棟

集会所

小手指ハイムBB棟

集会所

小手指ハイムBC棟

集会所

小手指ハイムBD棟

集会所

小手指ハイムBE棟

集会所

小手指ハイムBF棟

集会所

小手指ハイムBG棟

集会所

小手指ハイムBH棟

集会所

小手指ハイムBI棟

集会所

小手指ハイムBJ棟

集会所

小手指ハイムBK棟

集会所

小手指ハイムBL棟

集会所

小手指ハイムBM棟

集会所

小手指ハイムBN棟

集会所

小手指ハイムBO棟

集会所

小手指ハイムBP棟

集会所

小手指ハイムBQ棟

集会所

小手指ハイムBR棟

集会所

小手指ハイムBS棟

集会所

小手指ハイムBT棟

集会所

小手指ハイムBU棟

集会所

小手指ハイムBV棟

集会所

小手指ハイムBW棟

集会所

小手指ハイムBX棟

集会所

小手指ハイムBY棟

集会所

小手指ハイムBZ棟

集会所

小手指ハイムCA棟

集会所

小手指ハイムCB棟

集会所

小手指ハイムCC棟

集会所

小手指ハイムCD棟

集会所

小手指ハイムCE棟

集会所

小手指ハイムCF棟

集会所

小手指ハイムCG棟

集会所

小手指ハイムCH棟

集会所

小手指ハイムCI棟

集会所

小手指ハイムCJ棟

集会所

小手指ハイムCK棟

集会所

小手指ハイムCL棟

集会所

小手指ハイムCM棟

集会所

小手指ハイムCN棟

集会所

小手指ハイムCO棟

集会所

小手指ハイムCP棟

集会所

小手指ハイムCQ棟

集会所

小手指ハイムCR棟

集会所

小手指ハイムCS棟

集会所

小手指ハイムCT棟

集会所

小手指ハイムCU棟

集会所

小手指ハイムCV棟

集会所

小手指ハイムCW棟

集会所

小手指ハイムCX棟

集会所

小手指ハイムCY棟

集会所

小手指ハイムCZ棟

集会所

小手指ハイムDA棟

集会所

小手指ハイムDB棟

集会所

小手指ハイムDC棟

集会所

小手指ハイムDD棟

集会所

小手指ハイムDE棟

集会所

小手指ハイムDF棟

集会所

小手指ハイムDG棟

集会所

小手指ハイムDH棟

集会所

小手指ハイムDI棟

集会所

小手指ハイムDJ棟

集会所

小手指ハイムDK棟

集会所

小手指ハイムDL棟

集会所

小手指ハイムDM棟

集会所

小手指ハイムDN棟

集会所

小手指ハイムDO棟

集会所

小手指ハイムDP棟

集会所

小手指ハイムDQ棟

集会所

小手指ハイムDR棟

集会所

小手指ハイムDS棟

集会所

小手指ハイムDT棟

集会所

小手指ハイムDU棟

集会所

小手指ハイムDV棟

集会所

小手指ハイムDW棟

集会所

小手指ハイムDX棟

集会所

小手指ハイムDY棟

集会所

小手指ハイムDZ棟

集会所

小手指ハイムEA棟

集会所

小手指ハイムEB棟

集会所

小手指ハイムEC棟

集会所

小手指ハイムED棟

集会所

小手指ハイムEE棟

集会所

小手指ハイムEF棟

集会所

小手指ハイムEG棟

集会所

小手指ハイムEH棟

集会所

小手指ハイムEI棟

集会所

小手指ハイムEJ棟

集会所

小手指ハイムEK棟

集会所

小手指ハイムEL棟

集会所

小手指ハイムEM棟

集会所

小手指ハイムEN棟

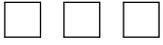
集会所

小手指ハイムEO棟

集会所

小手指ハイムEP棟

計画図(2/2) 凡例

凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
い	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;">  <div style="flex-grow: 1;"> <p>建築物の壁面の位置 道路境界線より3m以上</p> <p>垣・さくの位置 道路境界線より3m以上</p> <p>1、2階部分商業業務に使用</p> </div> </div>
ろ	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;">  <div style="flex-grow: 1;"> <p>地階及び1階部分の壁面の位置 道路境界線より2m以上</p> <p>2階以上の壁面の位置 道路境界線より1m以上</p> <p>垣・さくの位置 道路境界線より2m以上</p> <p>1階部分商業業務に使用</p> </div> </div>
は	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;">  <div style="flex-grow: 1;"> <p>建築物の壁面の位置 道路境界線より1m以上</p> <p>垣・さくの位置 道路境界線より1m以上</p> </div> </div>
に	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;">  <div style="flex-grow: 1;"> <p>建築物の壁面の位置 道路境界線より2m以上</p> <p>垣・さくの位置 道路境界線より2m以上</p> <p>1階部分商業業務に使用</p> </div> </div>
ほ	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;">  <div style="flex-grow: 1;"> <p>建築物の壁面の位置 道路境界線より2m以上</p> <p>垣・さくの位置 道路境界線より2m以上</p> </div> </div>
へ	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;">  <div style="flex-grow: 1;"> <p>既存建築物用途の範囲で建替え可能</p> </div> </div>